

改正

令和 2 年 3 月30日告示第65号

令和 5 年 1 月27日告示第10号

令和 6 年 3 月31日告示第77号

中野市浄化槽設置事業補助金交付要綱

中野市浄化槽設置事業補助金交付要綱（平成17年中野市告示第62号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図り、生活環境を保全するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上かつ放流水 1 リットルに占める BOD の割合（日間平均値）が20ミリグラム以下の機能を有するもので、国土交通大臣の型式認定を受けたものをいう。
- （2） 専用住宅 専ら人の居住の用に供する建物をいう。
- （3） 併用住宅 人の居住の用に供する部分と併せてそれ以外の部分を有する建物であって、延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する建物をいう。
- （4） 住宅 専用住宅及び併用住宅をいう。
- （5） 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽のうちし尿のみを処理するものをいう。
- （6） 宅内配管工事 浄化槽の本体の設置に必要な工事で、浄化槽への流入管及びますの設置並びに浄化槽から住宅の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係るものをいう。

（成果の指標）

第 3 条 当該補助事業に係る規則第19条第 3 項に規定する指標は、浄化槽の設置による浄化槽放流水の BOD の維持とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる区域以外の区域内（市長が特に認めた場合を除く。）において住宅に設置する浄化槽の設置事業とする。

(1) 中野市公共下水道事業区域（計画区域を含む。）

(2) 中野市農業集落排水事業地区の区域

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、個人であって、前条に規定する区域内において、住宅に浄化槽の設置をしようとするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、住宅を販売する目的で浄化槽を設置する者は、補助金の受付の対象としない。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、浄化槽の設置に要する経費とする。

2 補助金の額は、前項の経費の2分の1以内とし、限度額は、次の表のとおりとする。

人槽区分	限度額
5人槽	390,000円
6人槽又は7人槽	474,000円
8人槽以上	660,000円

3 前項の規定によるもののほか、単独処理浄化槽から浄化槽に転換する場合は、前項に規定する補助金の額に、宅内配管工事に要する費用の額又は30万円のいずれか少ない額を加算する。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による補助金の額の加算の対象としない。

(1) 単独処理浄化槽が設置されている住宅を増改築することにより、設置すべき浄化槽の人槽が変更となる場合

(2) 単独処理浄化槽が設置されている住宅を同一敷地内に建て替える場合

(補助金交付の申請)

第7条 規則第3条の申請書は、中野市浄化槽設置事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 賃借人の承諾書（住宅を借りている者に限る。）

3 規則第3条第5号に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 住宅の所有者の氏名

(2) 事業着工の予定期日

(事業の変更等)

第8条 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は、中野市浄化槽設置事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第3号の要綱で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 補助金額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更

(2) 補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更

(申請の取下げ)

第9条 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に規定する通知を受けた日から14日以内に行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第10条の実績報告書は、中野市浄化槽設置事業実績報告書（様式第3号）によるものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実績調書

(2) 経費の支払を証する書類

(3) 事業の実施状況を確認できる書類

(補助金交付の請求)

第11条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市浄化槽設置事業補助金交付（概算払）請求書（様式第4号）により行うものとする。

(財産処分)

第12条 規則第17条第1項の承認を受けようとする場合は、中野市浄化槽設置事業財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年3月30日告示第65号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改定規定は、令和2年3月30日から施行する。

附 則（令和5年1月27日告示第10号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の中野市浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定に基づき提出された申請書等は、この要綱による改正後の中野市浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定により提出された申請書等とみなす。

附 則（令和6年3月31日告示第77号）

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

中野市浄化槽設置事業補助金交付申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

下記のとおり事業を実施したいので、中野市浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

事業の目的及び内容	
事業に要する経費	
事業完了の予定期日	
補助金申請額	
申請額の算出基礎	
住宅の所有者の氏名	
事業着工の予定期日	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 賃借人の承諾書（住宅を借りている者に限る。）

審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。

氏名

様式第2号（第8条関係）

中野市浄化槽設置事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

年 月 日付け中野市指令 第 号で交付決定のあった事業を
下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認してください。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

3 その他

中野市浄化槽設置事業実績報告書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

年 月 日付け中野市指令 第 号で交付決定のあった事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

事業の成果	
事業に要した経費	
事業完了日	
補助金申請額	

添付書類

- 1 事業実績調書
- 2 経費の支払を証する書類
- 3 事業の実施状況を確認できる書類

様式第4号（第11条関係）

中野市浄化槽設置事業補助金交付（概算払）請求書

年 月 日

中野市長

あて

請求者

住 所

氏 名

電 話 ()

年 月 日付け中野市（指令）達 第 号で（交付決定）補助
金額の確定のありました中野市浄化槽設置事業補助金を下記のとおり（概算払）
請求します。

記

1 （概算払）請求額 円

2 振込先

金融機関名		店 舗 名	
口 座 種 別		口座番号	
フリガナ			
口 座 名 義			

中野市浄化槽設置事業財産処分承認申請書

年 月 日

中野市長

あて

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

年度の中野市浄化槽設置事業により取得した（効用の増加した）財産を
下記のとおり処分したいので申請します。

記

1 処分する理由

2 処分に係る財産の概要

[1] 財産の所在地

[2] 事業内容

[3] 事業費等

ア 事業費 円

イ 補助金額 円

ウ その他 円

[4] 取得年月日 年 月 日

3 処分の概要

[1] 処分する予定時期

[2] 処分の方法

[3] 処分後の措置